

## 「研究における不正行為」「研究費の不正使用」に関する責任体系及び窓口について

### 1. 責任体系について

#### ①最高管理責任者（学長）

最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

#### ②統括管理責任者（大学事務長）

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

#### ③コンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者（教務部長）

公的研究費の運営・管理に関わるすべての研究者に対し、コンプライアンス教育を実施し、これを報告するとともに公的研究費の管理執行についてモニタリングを行い、必要に応じ改善について指導する。

所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わるものを対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新する。

### 2. 情報伝達体制の確立について

①使用ルール等に関する相談及び通報（告発）の受付窓口を総務課に設置する。

②告発の受付から調査に至るまでの責任者を大学事務長とする。

#### 【通報（告発）窓口から、最高管理責任者までの情報の流れ】

通報（告発）窓口 → 実務担当部署への事実確認 → 研究者への事実確認  
→ 最高管理責任者への報告